

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年10月22日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年10月22日（木）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

秘書課 齊藤課長、内藤主査

3 件名

「若い世代定住促進支援金」制度の創設について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・県内で同様の制度を実施しているのか。  
→千葉市が類似制度を実施している。近隣市では同様の支援制度は実施していない。
- ・限度額を8万円とした理由は、10万円でも良いのではないか。  
→大学を卒業し、就職後2年目となる24歳から28歳の平均の課税額が60,000円～64,000円であること、これに加えて中には固定資産税などを納めていただくことや、市内に居住することによる消費等も見込まれるものと想定し、8万円とした。限度額を10万円、対象期間を3年間とすることも検討したが、市の負担額などを参考に限度額を8万円、対象期間を5年間とした。
- ・財政推計に見込まれているか。  
→当初は市内の金融機関と連携した奨学金制度を検討していたことや、具体的な内容が決定していなかったことから、財政推計にはチラシの作成費などの一部経費を計上している。
- ・地方の大学に進学した場合は対象となるのか。支援金を住民税で補うことができるのであれば、Uターンの転入については対象としても良いのではないか。  
→市外からの転入を促進するための制度ではなく、現在市内に居住している若い世代に引き続き住み続けてもらうための制度として、制度の趣旨を明確にするため、事前登録後に一度転出し、その後再転入した方は対象外としている。
- ・1回支援金を請求すれば転出しても対象となるのか。  
→1回の請求で5年間の支援を約束するものでない。1年ごとに請求をいただき、その都度要件等の審査を行うこととなる。転出した場合には、その時点で対象外となる。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部 秘書課

件名	「若い世代定住促進支援金」制度の創設について							
現状・課題	<p>第5次総合計画後期基本計画の策定に当たり、白井市から転出する方を対象としたアンケートを行った結果、20歳代の転出が最も多く、また、転出した20歳代の世帯構成は「単身」世帯、転出した理由は「就職のため」が最も多くなっている。</p> <p>このアンケート結果から、白井市の現状として、大学等を卒業して、就職時に市外に転出する傾向にあることから、今後の移住定住施策として、20歳代の若い世代の転出を抑制する取り組みが必要である。</p>							
付議事案	目的	大学等の進学時、就職時に市内に住み続けるメリットを提供することにより、市外への転出を抑制し若い世代の定住促進を支援する。						
	対応方策	新たに「若い世代定住促進支援金」制度を創設し、大学等の進学時、就職時の転出を抑制し、現在、白井市に居住している若い世代の定住促進を支援する。						
論点(決定を要する事項)	「若い世代定住促進支援金」制度の概要について							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>○制度の趣旨から、市内に居住している若い世代に住み続けてもらうための制度として、制度の趣旨を明確にするため、事前登録後に一度転出し、その後再転入した方は対象外とする。</p> <p>○教育ローンの対象を市内金融機関に限定しているが、制度の趣旨等から対象を拡大すべきではないか。 ⇒融資先に関係なく、教育資金に係る融資を対象とする。</p> <p>○高校生を対象外とした理由、限度額を8万円、対象期間を5年間とした理由などを整理しておくこと。</p> <p>○初めての制度であり、対象者数、申請者数など不透明な部分も多く、実績等を踏まえながら必要に応じて見直しをしていくことも必要である。</p>							
スケジュール	令和3年2月 要綱案の作成(令和3年4月1日施行予定) 令和3年2月 議会への説明 令和3年4月 制度運用の開始(対象者として申請受付開始) 令和5年4月 支援金の交付開始							
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	有	要綱制定(令和3年2月)	報道発表	有	定例記者会見(令和3年2月)		
	議会説明	有	議員全員協議会(令和3年2月)	広報・HP等	有	広報、HP(令和3年4月～)		
	市民参加	無						
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで							
参考情報	関係法令等	白井市補助金等交付規則						
	関係課	企画政策課						
	事業費	千円(うち特定財源)				千円)		
	カテゴリー	年代	成人	場所	市内全域	目的	若い世代の定住	手段

## 第5次総合計画後期基本計画に基づく「若い世代定住促進支援金」制度の創設について

### 1 計画への位置づけ

(1) 白井市第5次総合計画後期基本計画

(2) 戦略1 若い世代定住プロジェクト 戦略1-1 ゆとりある暮らしを感じるまちづくり

(3) 取組目標

○市街地や集落地などがみどりに包まれたゆとりの環境や都心へのアクセスが良いという特性を活かし、子どもや若い世代が白井らしい豊かな暮らしを楽しめる環境を整えていきます。

○地域資源を活かして、若い世代も含めて白井市の魅力を感じる、ゆとりある良好な暮らしの実現を目指します。

(4) 目標実現に向けた取り組み

①若い世代が魅力を感じるゆとりある住環境の促進

企業等と連携した住宅のリノベーション支援や菜園などが近接した良質な住宅の供給を促進します。また、公園・広場を活用し、親子で楽しめる環境を整えます。

②若い世代の希望に応じた定住の支援

多世代での近居や大学進学時の定住など、若い世代の希望に応じて定住を支援します。

③地域資源を活用した魅力ある暮らしの促進

官民連携により白井市の見所や文化資源、イベントなど、さまざまな地域資源の情報発信を充実します。

### 2 若い世代定住促進支援金について

(1) 支援金の目的

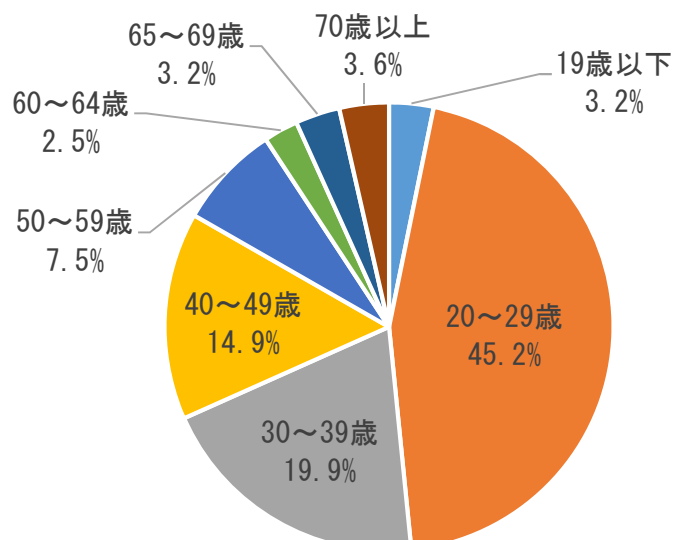
市の人口推計では2020年をピークとして人口減少に転じることが見込まれているが、既に市の人口は減少傾向にあり、転出者を対象としたアンケート結果から、大学等を卒業し、就職時に市外に転出する傾向にあることから、今後の移住定住施策として、大学等の進学時、就職時に市内に住み続けるメリットを提供することにより、20歳代の若い世代の転出を抑制し、若い世代の定住促進を支援する。

《参考：市の現状》

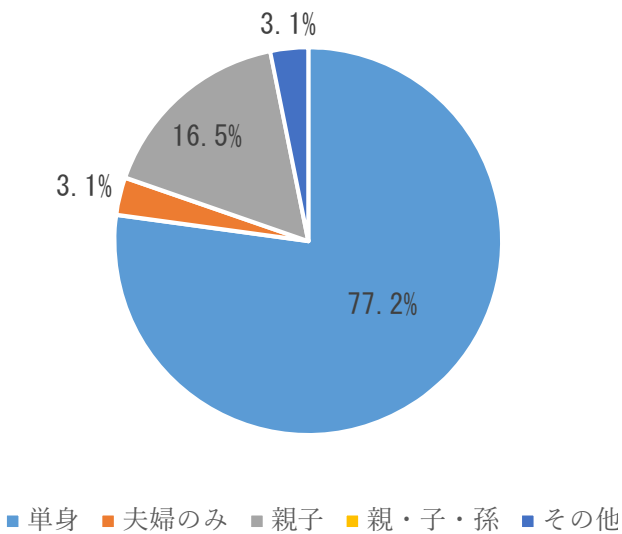
転出者アンケート

(平成31年1月～令和元年6月)

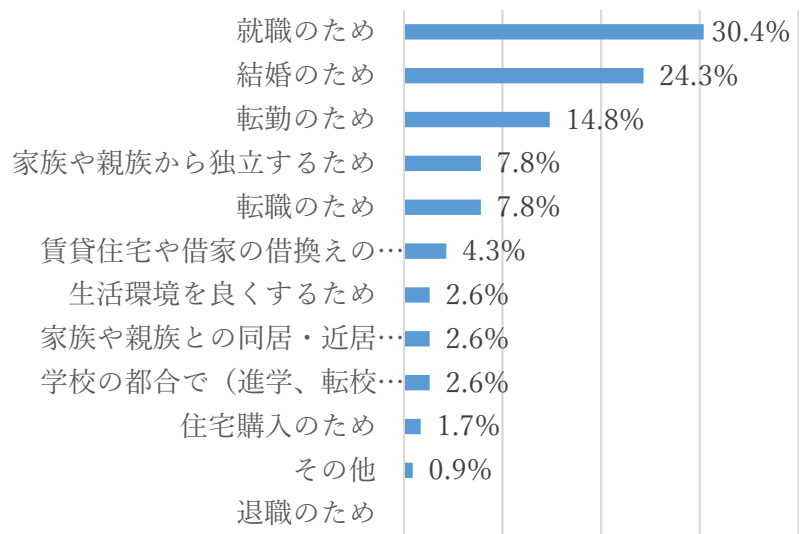
① 転出した年齢層



②転出した20代の世帯構成



③転出した20代の転出理由



## (2) 支援金の概要

本制度は、大学等の進学時に借り入れた教育資金に係る融資、奨学金の返済の支援を行うことで大学等の進学時、就職時の転出を抑制し、市内に居住している若い世代の定住促進を支援する。

学生等が就職する際には、居住地を起点として就職先を検討することから、学生の時から市内での定住を意識させるため、支援金の交付に当たっては、大学等の在学中に対象者として認定し、就職後2年目以降に奨学金等の返済額に対して継続的に支援をしていくことで市民の定住促進を図る制度とする。

## (3) 支援金の対象者、対象者の申請、支援金請求の要件等

次のいずれかに該当する市民で申請時及び請求時の要件をすべて満たす者

○保護者が教育資金に係る融資を受け、当該融資の対象となる学生（教育ローンなど）

○教育資金に係る貸与を受けている学生（日本学生支援機構における奨学金など）

※学生とは、大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程に通学するもの

### ①対象者申請時：学生在学中

○対象となる学生が、市内に住所を有し、居住している方

○対象となる学生が、大学等に通学している方

○対象となる学生が、28歳以下で大学等を卒業見込みの方

### ②支援金請求時：就職後、2年目以降

○対象者が、対象者申請時から引き続き、市内に住所を有し、居住している方

○対象者が、就労している方

○対象者が、30歳以下の方

○他の制度による助成・補助等を受けていない方

○教育資金に係る融資または奨学金の返済を行っており、滞納がない方

○対象者及び教育資金に係る融資の契約者が、市町村民税等を滞納していない方

○白井市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等でない方

《参考：対象者の見込み》

①市内金融機関における市民の教育ローン利用状況（対象期間：平成31年度） 単位：人

銀行名	新規	継続	合計
千葉銀行	26	149	175
京葉銀行	19	59	78
千葉興業銀行	2	10	12
千葉信用金庫	5	4	9
合計	52	222	274
合計（上記8割）	41	177	218

※教育ローンの対象は銀行によって異なるが、概ね8割～9割が大学・大学院等の利用と想定される。

②現行の教育資金利子補給金制度（教育委員会）の利用状況

平成31年度：68人（延べ90人）

平成30年度：66人（延べ84人）

平成29年度：59人（延べ76人）

③独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（貸与型）を利用している千葉県内の新規利用者数実績等について 単位：人

区分		大学	大学院	短大・高専	専修学校	合計
平成30年度	第一種	4,329	1,032	298	1,458	7,117
	第二種	7,458	144	406	2,875	10,883
	合計	11,787	1,176	704	4,333	18,000
	※対象となる19歳～22歳の千葉県、白井市の人口により按分					169
平成29年度	第一種	3,660	1,061	253	1,224	6,198
	第二種	8,143	146	504	3,169	11,962
	合計	11,803	1,207	757	4,393	18,160
	※対象となる19歳～22歳の千葉県、白井市の人口により按分					170
平成28年度	第一種	3,538	1,114	260	888	5,800
	第二種	8,304	224	565	3,264	12,357
	合計	11,842	1,338	825	4,152	18,157
	※対象となる19歳～22歳の千葉県、白井市の人口により按分					170

※制度の対象は19歳～22歳だけではないが、主な対象として算出している。また、高専は本制度の対象とはしていない。

#### (4) 対象経費

支援金を請求する前年度に返済した教育資金に係る融資または奨学金の額(利息、元金を含む全体額)

#### (5) 補助率、限度額

対象経費の2分の1以内で、限度額 8万円/年額

#### (6) 対象期間(請求できる期間)

5年間。ただし、対象者の年齢が30歳まで

#### 《参考：市県民税額(市民税分)》

##### 24歳～28歳の平均課税額

2020年度課税額 約64,000円(非課税者含む)

2019年度課税額 約60,000円(非課税者含む)

#### 《参考：提出書類(案)》

##### ①対象者申請時：学生在学中

- 支援金対象者申請書
- 教育資金に係る融資、または奨学金の貸与を証する書類(申込書、契約書等)
- 対象となる学生が大学等に在学していることが確認できる書類(学生証等)
- 居住実態が確認できる書類(通学定期等)
- 宣誓書兼同意書(公簿等の確認、書面による居住実態が確認できない場合など)

##### ②支援金請求時：就職後、2年目以降

- 支援金交付申請書
- 対象者決定通知書
- 就労証明書
- 前年度の返済金額が確認できる書類(通帳写し等)
- 教育資金に係る融資、奨学金の返済を滞納していないことが確認できる書類(金融機関等証明)
- 市町村民税等の納税証明書(確認することに同意をいただける方は添付不要)
- 居住実態が確認できる書類(通勤定期等)
- 宣誓書兼同意書(公簿等の確認、書面による居住実態が確認できない場合など)

#### (7) 根拠法令

若い世代定住促進支援金交付要綱を制定

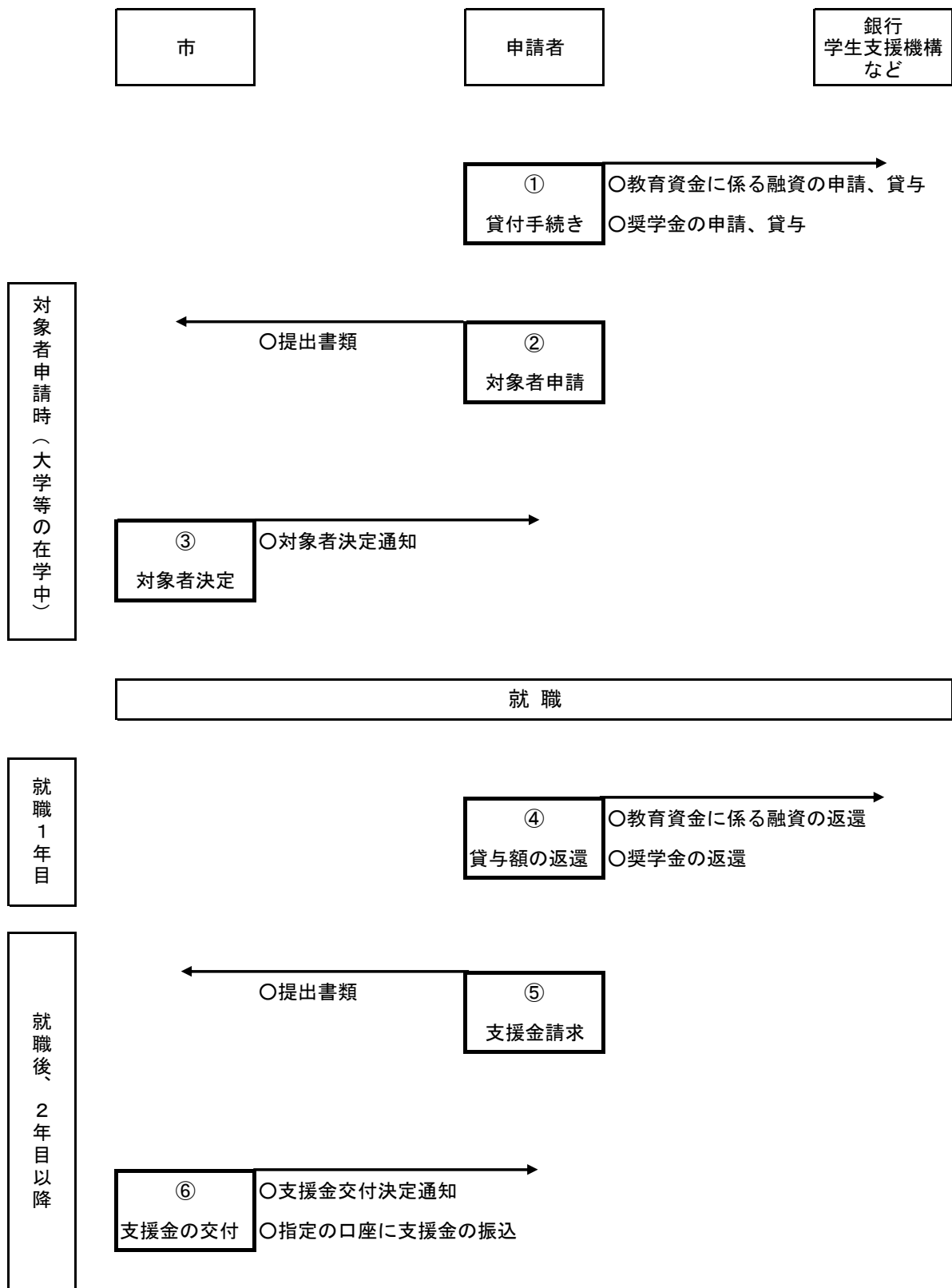
#### (8) その他

若い世代定住促進支援金制度は、第5次総合計画後期基本計画に基づく制度であるため、対象者として申請できる期間を令和3年度から令和7年度までの制度とし、交付要綱にも終期(令和7年度)を明記する。

また、第5次総合計画後期基本計画の最終年度である令和7年度中に申請する大学在学中の対象者が、5年間、または30歳まで請求ができるよう交付要綱の附則において規定する。

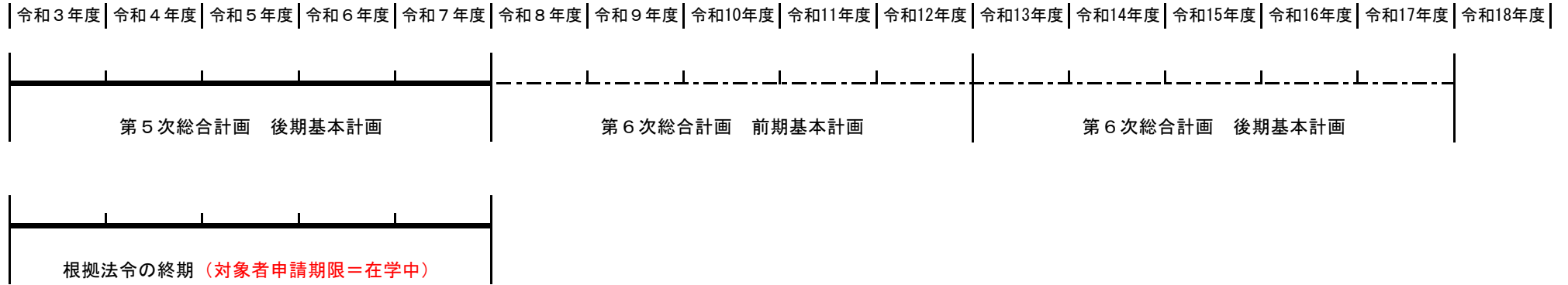
なお、令和8年度以降に制度を継続することについては、事業の実績等を踏まえながら次期計画の検討に併せて検討する。

# 若い世代定住促進支援金手続きの流れ



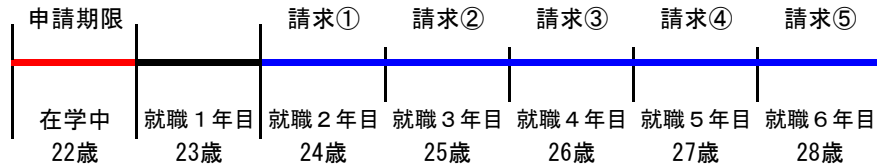
※支援金は、支援金を請求する前年度に返済した教育資金に係る融資または奨学金の額を対象として、就職後、2年目以降から5年間、または30歳まで申請(請求)することができます。ただし、学生等の在学中に支援金対象者として申請する必要があります。

## 対象者申請、支援金申請(請求)のイメージ

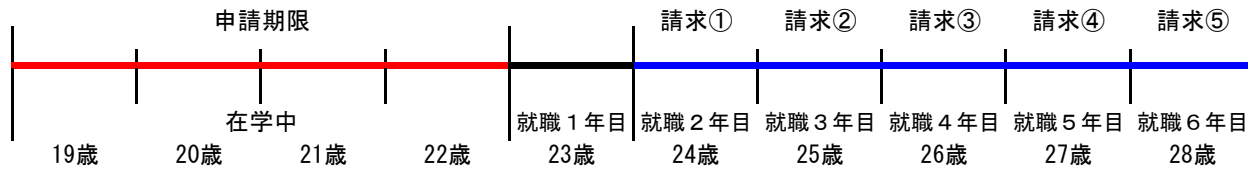


### 支援金交付の例示

#### ① 令和3年度に大学4年生の場合



#### ② 令和3年度に大学1年生の場合



#### ③ 令和7年度に大学1年生、卒業後大学院へ進学した場合

